

令和6年度愛知県介護テクノロジー導入支援事業実施要綱

1 趣旨

この要綱は、令和6年度愛知県介護テクノロジー導入支援事業について、必要な事項を定めるものとする。

2 事業の内容

(1) 目的

介護サービス事業者が介護ロボットやICT機器等の介護テクノロジーの導入や定着に向けた補助を通じて、介護現場の生産性向上による職場環境の改善を図ることを目的とする。

(2) 補助対象事業者

愛知県内に所在する介護保険法に基づく指定介護サービス事業所及び施設（以下、「介護事業所」という。）の開設者とする。

(3) 補助対象の範囲

『「令和5年度介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業の実施について」の一部改正について』（令和6年6月4日付厚生労働省老健局長通知）の別紙1「令和6年度（令和5年度からの繰越分）介護テクノロジー定着支援事業実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）に基づき行う次の事業のうち、知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

ア 介護ロボット等の導入支援

国実施要綱4（1）アで定める介護ロボット等の導入支援に係る経費を対象とする。なお、国実施要綱4（1）ア（イ）で定める「実施主体が判断した機器」は次の①から⑤の機器とする。「都道府県が必要と認める台数」は見守り機器にあっては、従来型施設は20台まで、ユニット型施設においては、2ユニットの定員までの台数を限度とし、原則、1ユニットの定員単位での導入（特段の事情がある場合はこの限りではない）とする。また、見守り機器以外の介護ロボットについては、定員数までを限度とする。

- ①床走行式リフト
- ②一括で調理支援を行う機器
- ③加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車
- ④バイタル情報等を基に職員へ通知を行うシステム
- ⑤特殊浴槽

イ ICT等の導入支援

国実施要綱4（2）アで定めるICT等の導入支援に係る経費を対象とする。

ウ 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

国実施要綱4（3）アで定める介護テクノロジーのパッケージ型導入及び見守り機器の導入に伴う通信環境を整備する経費を対象とする。

(4) 補助率

いずれの事業も4/5とする。

(5) 補助要件等

この補助金の交付の決定には、国実施要綱4(4)及び5並びに6で定める条件が付されるものとする。なお、国実施要綱4(4)で定める「導入支援と一体的に行う業務改善支援」については、厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-s-eisansei_forum.html) 「介護分野における生産性向上の取組の普及・啓発について」の研修動画の視聴又は愛知県・あいち介護生産性向上総合相談センター主催の「生産性向上に向けた研修会」の受講をもって代えるものとする。

3 その他

- (1) 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は関係職員に帳簿その他関係書類を検査させ、若しくは補助事業者に質問することができる。
- (2) 補助事業者は、(1)の検査等に積極的に協力するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。